

# あおもり食育サポーターによる食育活動実施要領

平成22年 4月 9日 制定  
平成22年 8月24日 一部改正  
平成22年10月 1日 一部改正  
平成23年 4月11日 一部改正  
平成23年11月22日 一部改正

## (目的)

第1 「あおもり食育サポーター」(以下「サポーター」という。)による食育活動をとおして、子どもにとって望ましい食習慣の形成と本県の豊かで良質な食文化への理解促進を図り、次代の本県を担う子どもの健やかな成長に資する。

## (定義)

第2 サポーターとは、食生活・栄養、調理、生産・加工、食文化、食品製造・流通、食の安全・安心など、「食」に関する分野において、自らの知識や経験を活かした講義や実習等の実施、体験機会の提供等をとおして、地域住民、特に子どもと保護者の「食」に関する学習意欲を喚起し、食育活動を支援する者をいう。

## (活動)

第3 サポーターの活動内容は、別紙1「サポーター活動内容」のとおりとする。

## (要件)

第4 サポーターは、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 県が、平成20年度及び21年度に実施した「あおもりっ子食育指導者養成研修」の受講者、又は「あおもり食育検定」の合格者で、サポーターとして登録を希望する者。

もしくは、サポーターによる食育活動の趣旨を理解し、これを行うために必要な次の資格、経験等を持つ者。

栄養士、調理師、保健師、食生活改善推進員、保育士、教員、生活改善グループ員、専業農林漁業者、市場関係者、食品製造業者、野菜ソムリエ等の食関係資格保持者、そのほか県が適任と認める者

(2) 原則として、無償で活動を行う者

(3) サポーターを選定する際の資料となる、「氏名」「連絡先」「希望活動分野」等を整理した「サポーター名簿」を、県及び県がサポーター活動の調整事務等を業務委託するサポーター事務局(以下「事務局」という。)に配布することに同意する者

(4) サポーター活動を紹介する県庁ホームページに、個人が特定される情報以外の情報を掲載することに同意する者

## (登録)

第5 サポーターの登録は、次のとおりとする。

(1) サポーターへの登録を希望する者は、別紙2「サポーター登録申込書」により、県に申込みをするものとする。

(2) 県は、登録申込書の内容を確認した上でサポーターとして登録することとし、別紙3「サポーター登録通知書」を送付する。

第6 サポーターの登録期間は、「サポーター登録通知書」の交付の日から、その年度の3月31日までとする。

ただし、サポーターとしての登録の抹消の申し出がない限り、次年度以降も登録を継続する。

第7 サポーターとしての登録内容に変更があった場合は、別紙4「サポーター登録内容変更届」を県に送付することにより、変更することができる。

第8 サポーターとしての登録の抹消を希望する者又はサポーターとしてふさわしくない行為を行った者は、県において登録を抹消する。

### (活動)

第9 サポーターによる活動については、次のとおり行う。

(1) 県民が、サポーターによる活動を希望する場合は、別紙5「サポーター活動申込書」により、郵便、ファクシミリ等で事務局に申込みをするものとする。

(2) 事務局は、サポーター活動の要請者（以下「要請者」という。）の意向を確認した後、サポーター名簿に基づき適格者を選出し、活動の可否を照会する。

(3) 事務局は、活動の可否の結果を、速やかに要請者に回答する。

(4) 活動が可能となった場合、サポーターは原則として要請者側の条件にあわせて活動を行うものとし、要請者とサポーターは、具体的な活動内容等について、相互に連絡調整を行う。

また、事務局は、活動内容等について、要請者及びサポーターに適宜助言指導する。

なお、次の場合、要請者又はサポーターは、速やかに事務局に報告する。

ア 具体的な活動内容等について要請者とサポーターの間の再調整が必要な場合

イ やむを得ない事情により、活動が中止となった場合

ウ 要請者とサポーターとの間に、何らかのトラブルが生じた場合

第10 活動に際し、要請者とサポーターは、参加者の安全及び衛生に十分配慮し、事故等が生じた場合は、速やかに事務局に報告する。

### (活動報告等)

第11 サポーターによる活動が終了した場合、要請者は活動報告等を次のとおり行う。

(1) 別紙6「サポーター活動報告書」により、活動結果を事務局に報告する。

(2) 活動の対象が保護者等の成人である場合は、別紙7「食事バランスガイド及び食生活指針における日本型食生活に係る項目に関する調査について」を実施し、調査票を事務局に送付する。

### (その他)

第12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成22年4月9日から施行する。

(別紙1)

## 「あおもり食育サポーター」活動内容

分野	活動内容
食生活・栄養	食生活と栄養に関する指導、講話等 [例] ○ 望ましい食習慣の形成に向けた講話 ○ 食事バランスガイド等の活用実習 ○ 生活習慣病の予防に関する講話 ○ 歯の健康とそしゃくについての講話 など
調理	各種食育テーマにそった調理等の指導等 [例] ○ 親子料理教室、子ども料理教室、男性料理教室 ○ 旬の食材、地域食材を使った料理教室（郷土料理、伝統料理を含む） ○ 魚のさばき方教室 ○ そば打ち教室 など
生産・加工	農林漁業体験や、農産物加工体験の技術指導、講話等 [例] ○ 米、りんご等の栽培指導や、ほ場・施設の見学受入 ○ 水田の動植物観察 ○ 家庭菜園や市民農園の栽培指導 ○ 県産小麦や米粉を使ったパン、お菓子づくり ○ 地元産果物のジャムづくり など
食文化	地域の食文化についての指導、講話等 [例] ○ 地域の伝統的な食文化や食材についての講話 ○ 和食・行事食についての講話 ○ 食事マナー教室 など
食品製造・流通	食品の製造・流通についての講話、視察受入等 [例] ○ 市場、工場、店舗等の見学受入 ○ 食品の流通システムに関する講話 ○ 食品残さのリサイクルについての講話 など
食の安全・安心	食の安全・安心に関する講話等 [例] ○ 食品表示、食品衛生、食中毒等に関する講話 など
その他、総合	上記以外の食育に関係することについて、講話などをします。 [例] ○ 食育全般の講話 ○ 子どもの心理についての説明 ○ 日本や本県の食料生産や農林水産業に関する説明 ○ 世界や日本の食料自給率の解説 ○ 食育活動の際の指導補助・作業補助 など

(別紙2)

「あおもり食育サポーター」登録申込書

作成日 平成 年 月 日

ふりがな <b>氏名</b>	性別		男 ・ 女
	年齢		満 歳
連絡先	〒		
電話番号	( ) - 連絡可能な時間帯 : ~ :	FAX 番号	1. 電話番号に同じ 2. ( ) -
電子メール			
資格、免許、 特技など			
所属の食育 関係団体			
希望の活動 分野	希望順	活動分野	得意な活動内容
		食生活と栄養 調理	
		生産・加工	
		食文化	
		食品製造・流通	
		食の安全・安心	
		その他、総合	
活動可能 対象者	1. 未就学児( 歳以上) 2. 小学校低学年 3. 小学校中学年 4. 小学校高学年 5. 中学生 6. 高校生 7. 大人 8. 全年齢		
活動地域			
活動時期			
その他、 要望など			

サポーターとして活動する場合は、要領第9及び第10に基づき活動するとともに、原則として要請者側の条件にあわせて無償で活動を行うことに同意したものとみなします。

この登録申込書に記入された内容は、「あおもり食育サポーター」による食育活動運営業務において使用するものであり、これ以外の目的には一切使用いたしません。

(別紙3)

「あおもり食育サポーター」登録通知書

青食安第 号  
平成 年 月 日

様

青森県農林水産部  
食の安全・安心推進課長 印

あなたを、下記のとおり、「あおもり食育サポーター」として登録しましたので、お知らせします。

記

登録番号 \_\_\_\_\_

(別紙4)

## あおもり食育サポーター登録内容変更届

作成日 平成 年 月 日

ふりがな		サポーター登録番号
氏名		

※以下の欄に変更したい登録内容を記載してください。

連絡先	〒		
電話番号	( ) — 連絡可能な時間帯 : ~ :	FAX 番号	1. 電話番号に同じ 2. ( ) —
電子メール			
資格、免許、 特技など			
所属の食育 関係団体			
希望の活動 分野	希望順	活動分野	得意な活動内容
		食生活と栄養 調理	
		生産・加工	
		食文化	
		食品製造・流通	
		食の安全・安心	
		その他、総合	
活動可能 対象者	1. 未就学児( 歳以上) 2. 小学校低学年 3. 小学校中学年 4. 小学校高学年 5. 中学生 6. 高校生 7. 大人 8. 全年齢		
活動地域			
活動時期			
その他、 要望など			

サポーターとして活動する場合は、要領第9及び第10に基づき活動するとともに、原則として要請者側の条件にあわせて無償で活動を行うことに同意したものとみなします。

この登録申込書に記入された内容は、「あおもり食育サポーター」による食育活動運営業務において使用するものであり、これ以外の目的には一切使用いたしません。

(別紙5)

## 「あおもり食育サポーター」活動申込書

作成日 平成 年 月 日

申込 団体	団体名			
	所在地	〒		
団体 担当 者	氏名			
	電話番号		FAX番号	
	電子メール			
要請時期	平成 年 月 日 ( ) : ~ :			
会場名				
参加対象者		参加人数	名	
要請内容	〔どんな内容の活動を希望するか具体的に記載願います〕			

注1 御希望に添うようサポーターとの日程調整等を行いますが、場合によっては御希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

2 本票は郵便、ファクシミリ等で次まで送るか、あおもり食育コンシェルジュに提出してください。

青森中央短期大学 あおもり食育サポーター事務局  
[所在地] 〒030-0132 青森市横内字神田12  
[電話] 017-728-0121 [FAX] 017-738-8333

(別紙6)

## 「あおもり食育サポーター」活動報告書

平成 年 月 日

(サポーター事務局) 御中

申込団体名

代表者氏名

担当者氏名

下記のとおり、「あおもり食育サポーター」による活動結果を報告します。

### 記

実施日時	平成 年 月 日 ( ) : ~ :
実施場所	
対象者・人数	
実施内容	
食育サポーターを活用しての感想・意見	
食育全般に関する意見・要望	

注1 「代表者氏名」「担当者氏名」は、ともに氏名のみの記載で、押印は不要です。

2 食育サポーターの活動が分かる写真(2~3枚程度)、資料、チラシ、パンフレット等がありましたら添付してください。

3 実施後14日以内に郵便、ファクシミリ(写真、資料等は郵送)等で次まで送るか、あおもり食育コンシェルジュに提出してください。

青森中央短期大学 あおもり食育サポーター事務局

[所在地] 〒030-0132 青森市横内字神田12

[電話] 017-728-0121 [FAX] 017-738-8333

(別紙7)

## 食事バランスガイド及び食生活指針における日本型食生活に係る項目に関する調査について

対象者に対して、次の調査を実施し、集計・記録することとする。

ただし、小学校の児童のみを対象とした活動のように、対象者の大部分が18歳未満である場合は、この調査を実施する必要はないが、親子料理教室のように、子どもと同数程度の保護者の参加がある場合は、保護者のみを対象に調査を実施する。

なお、食育関係の研究等の目的で、これに新たな調査項目を加えて調査することができる。

設 問	回 答
A あなたは、「食事バランスガイド」を知っていますか。 (1つだけ○)	ア 内容を含め、知っている イ 見たり聞いたりしたことがある ウ 知らなかった → 質問Bへ → 質問Cへ
B あなたは、「食事バランスガイド」をどの程度参考にしていますか。 (1つだけ○)	ア いつも参考にしている イ ときどき参考にしている ウ あまり参考にしていない エ まったく参考にしていない
C あなたには、食生活で参考にしているものはありますか。 (複数回答可)	ア 食生活指針 イ 3色食品群分類表 ウ 6つの基礎食品 エ 日本人の食事摂取基準 オ その他( ) カ 特に参考にしているものはない
D あなたは、主食、主菜、副菜を基準に食事のバランスを考えた食事ができていますか。  〔・多様な食品を組み合わせましょう。 ・料理方法が偏らないようにしましょう。 ・手作りとお外食や加工食品・調理食品を上手に組み合わせましょう。〕	ア ほとんどできている イ おおむねできている ウ あまりできていない エ ほとんどできていない

注 調査の実施に当たっては、下の例示のように、「食事バランスガイド」のイラスト及び説明文を 調査用紙等に掲載した上で実施すること。

**食事バランスガイド**  
あなたの食事は大丈夫?

1日分 調理例

5-7 主食(ごはん・パン・麺)  
15分 1. 炊飯(白米) 2. 味噌汁 3. 漬物

5-6 副菜(肉・魚・卵・大豆)  
1. 鶏肉の炒め物 2. 焼き魚 3. 煮豆

5-5 主菜(食品群)  
1. 鶏肉の炒め物 2. 焼き魚 3. 煮豆

2 牛乳・乳製品  
1. 牛乳 2. ヨーグルト

2 果物  
1. りんご 2. みかん 3. バナナ

■「食事バランスガイド」とは?

健全な食生活を送るための指針の一つとして、1日に「何を」「どれだけ」食べたらいいかの目安を、左のように、分かりやすくコマのイラストで示したものです。

厚生労働省と農林水産省により、平成17年6月に決定されました。

- 主食：主に炭水化物の供給源であるごはん、パン、麺、パスタなどを主材料とする料理が含まれます。
- 主菜：主にたんぱく質の供給源である肉、魚、卵、大豆および大豆製品などを主材料とする料理が含まれます。
- 副菜：主にビタミン、ミネラル、食物繊維の供給源である野菜、いも、豆類(大豆を除く)、きのこ、海藻などを主材料とする料理が含まれます。